平成30年第3回定例会 建設・企業常任委員会

平成 30 年 10 月 3 日

赤井委員

はじめに、先日、新聞にもありました土砂災害の特別警戒区域について、これが横浜市の南区と磯子区で急傾斜地崩壊の特別警戒区域に指定されたという報道がありました。

皆さんは専門家ですから、ハザードマップについても、津波、浸水、高潮というが区別できるのだと思いますが、一般県民、市民の方から見たときに、災害警戒区域や特別警戒区域ということが、大きく新聞の見出しに出るたびに、恐れをなしてしまうと思います。この土砂災害防止法による土砂災害の警戒区域、また特別警戒区域というのが、イエローゾーンやレッドゾーンと言われておりますが、土砂災害警戒区域、これは急傾斜とか、地すべりとか、土石流とか、この3種類があると伺っていますが、重複して一つの場所に指定されるものなのでしょうか。

砂防海岸課長

これら3現象、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊、それぞれ警戒区域を調査するための手法がございまして、中には、例えば土石流と急傾斜が重複する箇所もございますし、単独で土石流だけが区域として明らかになるという場所もございます。

赤井委員

今回の特別警戒区域、横浜市の南区と磯子区の指定で、急傾斜だということは住民にとって、どこがどういう形で特別警戒区域になったのか、また、指定されるとどんなメリット、デメリットがあるのかということが明確ではないと思います。新聞を見ても一般の方が理解することができないのではないかと思います。浸水や高潮などのハザードマップも分かりにくいです。こういう土砂災害についても、重複するところがあれば、全部まとめた形で、土砂災害というのは大変なんだと発表するという丁寧さが必要ではないかと思います。

例えばeーかなマップでも、重なっているのであれば、全部まとめて土砂災害の危険性を示す方が、住民にとって分かりやすく、見える化するのが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

砂防海岸課長

委員が御指摘のとおり、最近発表させていただいたのは、急傾斜による崩壊の特別警戒区域でございます。調査後、地元の説明会を開催して、崖崩れの危険性ですとか、早期避難の重要性ということを説明会の中で説明しているのが、今、現状でございます。

あわせて、今回の西日本の豪雨を踏まえまして、委員からも御発言がありましたように、eーかなマップ等に、地震情報に加えて土砂災害の情報も伝えていくという取組を、今回改めて始めたところです。

同様に、今、重なりという御意見がございましたけれども、国土交通省のほうでは、都道府県から提供しました土砂災害警戒区域ですとか、洪水、津波に関するデータを基に、地図上に全部重ねられるシステムの運用を始めておりま

して、インターネットで公開してございます。こういった情報を県のホームページからもリンクを貼って見られるように、現在、一部では改修を行い、今後も改修を行っていく予定でございます。

今後も、説明会等を通して、土砂災害の危険性について住民の方にしっかり 説明していきたいと考えてございます。

赤井委員

今、eーかなマップに集約という話がありましたが例の津波浸水想定、それから大規模盛土造成、この二つがeーかなマップで見ることができるのではないかと思います。その上にさらに、今の話ですと土砂関係もこれから入れていくということですから、非常に分かりやすい状況になると思います。以前も話したかもしれませんが、大規模盛土については、横浜市等については、このeーかなマップがそのままでは開けません。その辺もリンクさせればよいのではないかと思います。また、住所検索という話がありましたように、住所検索等でも、検索ができない地図があります。自分の家を検索して地図を出したら、土砂災害と津波と高潮について情報が分かるようにしていただきたいと思います。いろいろとシステム改修等も進めているようですが、今後の取組について教えてください。

砂防海岸課長

まず、eーかなマップには住所検索機能がございますので、まずここに、委員がおっしゃられたような土砂災害に加えて、現在取り組んでいる高潮浸水想定など、今後、自然災害のリスク情報が整い次第、掲載していきます。

また、砂防海岸課が所管します土砂災害ポータルの中でも住所検索機能を強化して、県民の皆様が御自宅の住所を入れることで災害のリスクが確認できるような工夫を、できるところから進めていきたいと考えています。

赤井委員

国でコンパクトシティの形成を目指す立地適正化計画の策定というものを進めておりますけれども、先日の日経新聞にも出ていたんですが、神奈川県の中で、大和、小田原、藤沢ですか、これが立地適正化計画を進めているようですけれども、コンパクトシティということで郊外ではなく街の中に集めようとしていますが、居住誘導区域内に、浸水想定域が含まれるということで新聞に報道されていました。これは各市町村の問題かもしれませんが、そのことについて現在つかんでいる情報、今後どのように対応していくつもりなのか、伺います。

都市計画課長

立地適正化計画、これにつきましては、少子高齢化の進行、人口の減少社会の到来などを背景として、持続可能でコンパクトなまちづくりを目指して、各市町がまず、地域の実情を踏まえて検討や作成を進めているものです。

こうした中、居住誘導区域の設定に関して、国では指針で基本的な考え方が 示されておりまして、浸水想定区域につきましては、災害のリスク、警戒避難 体制、災害防止対策の状況などを総合的に勘案するとされています。まず、市 町は、この指針の考え方に基づいて検討を行っていくことになりますが、例え ば鉄道駅の周辺など、都市の拠点を形成するような地域においては、仮に浸水 想定区域であっても、ハード、ソフトの対策を施す、こういうことと併せて、住宅や生活サービス施設等を誘導していくことが必要な場合もあり得ると考えております。こうしたことから、浸水想定区域を全て一律に居住誘導区域から除外するということは、実態としては困難ではないかと考えております。県としましては、立地適正化計画の作成を、これからも検討していく市町に対しまして、居住誘導区域の設定に関する基本的な考え方を情報提供することなどによって、市町がしっかりと検討を行った上でこの計画を作成できるように支援していきたいと考えております。

赤井委員

藤沢市の例でいきますと、例えば小田急線の片瀬江ノ島の駅の前から江の島に向かっては、浸水想定区域になって当然と思います。しかし、ここを立地適正化計画の中で居住誘導区域、そこに人を集めるようになってしまっています。人を集めておきながら、そこが浸水区域であるというのは、いかがなものかと思います。そうはいうものの、ハード、ソフト面でしっかりと対応すればいいという点もあるかもしれませんが、国の方針に従い、大和、藤沢等がやっているのかもしれませんが、今後、市町村でこれを決めていく中にあっては丁寧に説明をして、この立地適正化計画における、住居誘導区域を設定するように指導してあげていただきたいと要望します。

最後に、Park-PFI、先行会派からも話がありました。全国でこれから進んでいくかと思いますが、全国で第1番目に、平塚市の龍城ケ丘プールの跡地、これがPark-PFIと国から認められました。

私もその近辺に住んでいるので、地元の住民説明会等が行われているところに私も参加させてもらっているんですが、なかなか地元住民の方々の賛同が得られないということで、当初よりも大分予定がおくれています。今まで静かだった公園に飲食店ができる、駐車場が広がる、こういうような住民にとっては何となくデメリットに感じてしまうようなことがたくさんあるのですが、今後いろいろな業者からのプランを頂くということになっているようですけれども、県としてのPark-PFIの考え方を、もう一回伺います。

都市公園課長

平塚市の龍城ケ丘のプールの例でございます。県立都市公園の用途でございますが、地元住人や公園を利用する方々に親しまれる公園づくりを進めていくことは、大変大切であると考えております。

Park-PFIを進めていく際にも、こうした方々に理解を得ていくことは重要であり、県としては、Park-PFIに取り組む公園において、地元の自治会をはじめ、日ごろから公園を利用している利用団体などの御意見を伺いながら、Park-PFIの事業の実施に役立てていきたいと考えております。

赤井委員

6月の定例会で、神奈川県立都市公園の整備・管理の基本方針(改定素案)の説明がありましたが、Park-PFIについて、一言だけ出ています。今回、Park-PFIが25公園で民間からのいろいろな考え方をお聞きしたいという形で出ておりましたけれども、この改定素案では、Park-PFIについ

て一言、触れているだけです。改定するからにはもう少し、Park-PFIのことについて積極的に、取り上げてもいいのではないかと思いますが、いかがですか。

都市公園課長

6月のときにお示しさせていただきました管理運営方針につきましては、ある程度取りまとめた形でございまして、この民間活力の活用という方針を示させていただいたものでございます。この考え方に基づきまして、これから、先ほど本委員会でお示しした資料等の中でお示ししたとおり、説明会ですとか、それから個別のヒアリング等を通じて、民間の方々の意見をしっかり聞いて、PFIのほうを進めていきたいと考えております。管理運営方針につきましては、こうした記載で整理させていただければと考えております。 赤井委員

今回の第3回定例会で、これだけP-PFIを県立公園全体に広げようという形ですから、目的や位置付けに、Park-PFIという言葉を入れてもいいのではないかと思うので、是非検討していただきたいと思います。

また、具体例になりますが、龍城ケ丘プール跡地の計画の中に、当初から言っています134号沿いにサイクリングロードを設置するようにお願いしております。藤沢から大磯、小田原までという形でサイクリングロードとなっていますが、平塚がありません。ただ、この龍城ケ丘プールの跡地の両側、東側と西側に緑地帯がありますけれども、あの中には、管理道路として散策路があります。緑地の中に散策路があるので、これらを整備してサイクリングロードができるのではないのかと思うので、今後検討していただきたいと要望を申し上げまして、私の質問を終わります。